

熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)

都市計画みどりヶ丘地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	みどりヶ丘地区地区計画
	位 置	合志市豊岡字笹原2000番15-2 他4筆
	面 積	約1.1ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本地区は市街化区域と隣接しており、南側は大型団地であるす ずかけ台団地・泉ヶ丘団地と接している区域であり、住宅地としての 利用が期待されている区域である。周囲は住宅地としての利用が 進んでおり、周辺と調和のとれた土地利用が望まれているので、本 地区に良好な居住環境の形成を計画的に誘導し、以上のような課 題に対応した土地利用、さらに本市の活性化を図っていくことを目 標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地とし ての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内 には、公園を適宜配置する。
	地区施設の整備方針	区域外の幅員8m及び10mの市道を接続道路とし、地区施設とし て、幅員6mの区域内道路をこれに接続するよう配置する。 また、整備区域の北側に約570㎡の公園を設置する。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ペイ 率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境 が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道路延長 接続道路 街区道路	合計約330m 幅員8m及び10m 幅員6m L=約330m
		公園・緑地	公園	約570㎡の公園を、地区内の北側に設ける。
区	建築	地区の区分	区分の名称	一般住宅 (建売住宅)
		区分の面積	区分の面積	約0.8ha 計画面積中住宅地の面積
整	備	建築物等	建築物等の用途の制限	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に規定するものに限る
		建築面積の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		8/10
計	画	建築物の敷地面積の最高限度		4/10
		建築物の敷地面積の最低限度		200㎡
事	項	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること
		建築物の高さの最高限度		10m以下
備	考	建築物の壁面の位置の制限		建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門は、境界までの距離を1m以上とする
		垣又はさくの構造の制限		道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする
		備考		

区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり